

# 国立大学法人茨城大学と株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーとの提携協力に関する協定書

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（以下「アントラーズ」という。）とは、両者のノウハウを活用した協力関係の下、茨城県立カシマサッカースタジアムの利活用を含めた、鹿島地域の活性化及び大学とアントラーズの両者の発展を図るため、この協定を締結する。

第1条 本協定は、鹿島地域の活性化、大学とアントラーズの両者の発展及び第2条に定める活動の研究・事業について協力・促進することを目的とする。

第2条 大学とアントラーズは、平等と互惠を基本とし、両者が持つノウハウを活用しつつ、次の各号の活動について研究・事業化を促進する。

- (1) カシマサッカースタジアムの利活用
- (2) 提携教育
- (3) 人材育成
- (4) 地域スポーツ振興
- (5) 鹿島地域研究
- (6) その他両者が合意した事項

第3条 本協定に基づく具体的な活動の策定及び実施については、当事者の部局間で個別に協議し、別途合意するものとする。両者は、相互に相手側の遵守すべき法令等を尊重し、完全な合意及び承認の上、これらの活動を開始するものとする。

第4条 第2条に定める活動は、両者の人員、施設及び財源の利用可能性により制約を受けることがある。

第5条 本協定に基づく共同研究の成果について、知的所有権に係る権利の帰属等の問題が生じた場合は、両者は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

第6条 本協定は、両者の代表者の合意文書により、修正又は変更することができる。

第7条 本協定は、両者の代表者が協定書に署名した日から効力を生じ、1年間有効とする。ただし、協定期間満了の3か月前までに、両者いずれからも何らの意思表示のないときは、協定期間はさらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

第8条 有効期間内においても、両者は6か月前の文書による相手方への通知により本協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月22日

国立大学法人茨城大学長

株式会社 鹿島アントラーズ・エフ・シー  
代表取締役社長